

現 行	改 正 後
<u>1-1 監督事務の進め方について</u>	<u>1-1 オフサイト・モニタリングについて</u> <u>1-1-1 内容</u> <p>検査と検査の間においても金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、金融機関の経営の健全性の状況を常時把握する。また、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行う。さらに、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促すものとする。</p>
<u>1-1-1 監督事務の年間サイクル</u> <p>年間の監督事務は、別紙(12年6月1日現在のものであり、随時改訂あり。)を目途に行うものとする。 各時点の具体的な事務は、都度、監督局銀行担当課から示すものとする。</p>	<u>1-1-2 年間サイクル</u> <p>オフサイト・モニタリングの年間サイクルは、別紙(14年12月1日現在のものであり、随時改訂あり。)を目途に行うものとする。 各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課から示すものとする。</p>
(新 設)	
	<u>1-2 早期警戒制度について</u> <u>1-2-1 意義</u> <p>金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。 このため、以下により、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <u>1-2-2 収益性改善措置</u> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる金融機関に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <u>1-2-3 安定性改善措置</u> <p>有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。</p> <u>1-2-4 資金繰り改善措置</u> <p>預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに</p>

	<p><u>に、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求ることを通じて、着実な改善を促すものとする。</u></p>
	<p>1-2-5 業務改善命令</p> <p><u>以上の措置に関し、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p>
1-2 早期是正措置の運用について	<p>1-3 早期是正措置の運用について</p>
(略)	(略)
1-2-1 命令発動の前提となる自己資本比率	1-3-1 命令発動の前提となる自己資本比率
(略)	(略)
1-2-2「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に基づく命令	1-3-2「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に基づく命令
(1) 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違	(1) 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違
(略)	(略)
(2) 第1区分に係る改善計画の内容	(2) 第1区分に係る改善計画の内容
<p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより<u>自己資本比率が毎年向上するもの</u>であり、かつ、原則として3年内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>ただし、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が0%未満又は0%以上2%未満の場合は、当該改善計画の実行により自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年内に2%以上の水準を達成した後、原則として3年内に4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p>	<p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p>
(3) 第2区分に係る措置の内容	(3) 第2区分に係る措置の内容
<p>「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として2年内に自己資本比率が2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。</p> <p>ただし、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が1%未満の場合は、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年内に1%以上の水準を達成した後、原則として1年内に2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。</p>	<p>「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が、原則として1年内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。</p>

(4) 第2区分の2に係る措置の内容

「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併(解散会社となる場合)、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、原則として2年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする。

ただし、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出している銀行にあっては、自己資本比率が0%未満の場合は、自己資本比率が毎年向上するものであり、かつ、自己資本比率が、原則として1年内に0%以上の水準を達成した後、原則として1年内に2%以上の水準を達成するための自己資本の充実に資する措置とする。

また、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。

(5) 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)から(4)を目処とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。例えば、国際統一基準適用銀行であれば、少なくとも1年内(原則として翌決算期まで)に自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。

なお、銀行が「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第143号。以下「早期健全化法」という。)に基づき株式等の引き受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同法に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

(4) 第2区分の2に係る措置の内容

「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併(解散会社となる場合)、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、自己資本比率が、原則として1年内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。

また、当該銀行が合併等を選択した場合にあっては、例えば合併の場合には合併の相手方の意思が明確であるなど確実に実現する内容であることが必要である。

(5) 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)から(4)を目処とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。例えば、国際統一基準適用銀行であれば、少なくとも1年内(原則として翌決算期まで)に自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。

また、銀行が「預金保険法」(昭和46年法律第34号)第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記(2)から(4)の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記1-3-3(1)の自己資本比率が当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

1-2-3「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準

「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

1-3-3「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準

「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

(1) 自己資本比率が0%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に0%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。

(2) 自己資本比率が0%以上1%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に1%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。

(注)具体的な資本増強計画等は、例えば、増資の場合は、出資先又は負債性資本調達先の意思が明確であることが必要である。((3)において同じ。)

(3) 自己資本比率が1%以上2%未満の銀行の場合は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等が必要であり、自己資本比率が、原則として1年以内に2%以上の水準を確実に達成する内容の計画であること。

(4) 銀行が早期健全化法に基づき株式等の発行等に係る申込みを行う場合にあっては、上記(1)から(3)の資本増強計画等は同法に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3ヵ月以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

(2) 当該銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込を行う場合にあっては、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と整合的な内容であること。

1-2-4 命令区分の根拠となる自己資本比率

「区分等を定める命令」第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令」は、自己資本比率が0%未満又は自己資本比率が0%以上2%未満の銀行にあっては、提出された計画が1年超の場合には、原則として1年後に確実に見込まれる自己資本比率の水準に係る区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。

1-2-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、毎期(中間期を含む。)報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率の係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定による命令を行った銀行にあっては、次のとおりとする。

(1) 自己資本比率が0%未満の銀行

「区分等を定める命令」第1条第1項の第1区分の命令による場合は、当該計画提出後、原

1-3-4 命令区分の根拠となる自己資本比率

「区分等を定める命令」第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令」は、原則として3ヵ月後に確実に見込まれる自己資本比率の水準に係る区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。

1-3-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、毎期(中間期を含む。)報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率の係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる

原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。

同項の第2区分の命令による場合は、当該計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が1%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。

また、同項の第2区分の2の命令による場合は、当該計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が0%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。

(2) 自己資本比率が0%以上1%未満の銀行

「区分等を定める命令」第1条第1項の第1区分の命令による計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していない場合は、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。

また、同項の第2区分の命令による場合は、当該計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が1%以上の水準を達成しないときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。

(3) 自己資本比率が1%以上2%未満の銀行

「区分等を定める命令」第1条第1項の第1区分の命令による計画提出後、原則として1年以内に自己資本比率が2%以上の水準を達成していない場合は、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うものとする。

1-3 自己資本比率の計算について

(略)

1-1-2 検査との連携

金融検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

(検査着手前)

(1) 検査着手にあたって、監督部局(財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査局検査の場合には監督局銀行担当課)は、検査班主任検査官に対し、銀行の現状等(注)についての説明を行うものとする。

(注)地域銀行については、以下の事項についての説明を行うものとする。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ オフサイト・モニタリングに関する分析結果

命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

1-4 自己資本比率の計算について

(略)

1-5 検査との連携

金融検査マニュアルに基づく一体的検査方式への移行に伴い、検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

(検査着手前)

(1) 検査着手にあたって、監督部局(財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査局検査の場合には監督局銀行担当課)は、検査班主任検査官に対し、銀行の現状等(注)についての説明を行うものとする。

(注)地域銀行については、以下の事項についての説明を行うものとする。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果

<p>④～⑦ (略)</p> <p>(検査結果通知後)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、法令遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>1-4 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</u> (略)</p> <p><u>1-5 認可・承認等にあたっての手続き等について</u> (略)</p> <p><u>1-6 子会社等について</u> (略)</p> <p><u>1-7 預金等の取扱いについて</u> (略)</p> <p><u>1-8 説明書類の作成・総覧等について</u> (略)</p> <p><u>1-9 産業活力再生措置法に関する金融機関の留意事項について</u> (略)</p> <p><u>1-10 その他</u> (略)</p> <p>4. 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p>	<p>④～⑦ (略)</p> <p>(検査結果通知後)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、法令遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、<u>正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合など</u>自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>1-6 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</u> (略)</p> <p><u>1-7 認可・承認等にあたっての手続き等について</u> (略)</p> <p><u>1-8 子会社等について</u> (略)</p> <p><u>1-9 預金等の取扱いについて</u> (略)</p> <p><u>1-10 説明書類の作成・総覧等について</u> (略)</p> <p><u>1-11 産業活力再生措置法に関する金融機関の留意事項について</u> (略)</p> <p><u>1-12 その他</u> (略)</p> <p>4. 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p>
---	---

<p>4-5 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>4-5-1 信用金庫及び信用金庫連合会に関して、本事務ガイドラインのうち一般的事項の0-2、0-4-3及び0-5から0-7まで(0-5-1(4)を除く。)、共通事項(1-1-1を除く。)、別添1:参考様式集及び別添2:連絡文書集を準用する。</p> <p>4-5-2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) 1-2において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号。)とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第41号。)と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と読み替える。</p> <p>(2) 1-3において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示第55号。)とあるのは「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示第62号。)と、「施行規則第35条第1項第22号。)とあるのは「信用金庫法施行規則第14条第1項第25号。)と読み替える。</p> <p>5. 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>5-3 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>5-3-1 労働金庫に関して、本事務ガイドラインのうち一般的事項(0-1、0-4、及び0-5-1(4)を除く。)及び共通事項(1-4-2(3)(8)、(6)及び(7)、1-4-3(2)(8)、1-4-4(4)、並びに1-6-3及び1-6-4を除く。)を準用する。</p> <p>5-3-2 この場合において、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えるものとする。</p> <p>(1) 新設</p>	<p>4-5 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>4-5-1 信用金庫及び信用金庫連合会に関して、本事務ガイドラインのうち一般的事項の0-2、0-4-3及び0-5から0-7まで(0-5-1(4)を除く。)、共通事項(1-1-2を除く。)、別添1:参考様式集及び別添2:連絡文書集を準用する。</p> <p>4-5-2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) 1-3において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号。)とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第41号。)と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期(中間期を含む。。)とあるのは「毎期(9月末を含む。。)」と読み替える。</p> <p>(2) 1-4において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示第55号。)とあるのは「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示第62号。)と、「施行規則第35条第1項第22号。)とあるのは「信用金庫法施行規則第14条第1項第25号。)と読み替える。</p> <p>5. 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>5-3 一般的事項及び共通事項の準用</p> <p>5-3-1 労働金庫に関して、本事務ガイドラインのうち一般的事項(0-1、0-4、及び0-5-1(4)を除く。)及び共通事項(1-1-2、1-6-2(3)(8)、(6)及び(7)、1-6-3(2)(8)、1-6-4(4)、並びに1-8-3及び1-8-4を除く。)を準用する。</p> <p>5-3-2 この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1) 1-3において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号。)とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令・労働省令第8号。)と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期(中間期を含む。。)とあるのは「毎期(9月末を含む。。)」と読み替える。</p>
--	---

(2) 新設

6. 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

6-5 一般的事項及び共通事項の準用

6-5-1

信用協同組合等に関して、本事務ガイドラインの一般事項の0-2、0-4-3及び0-5から0-7まで(0-5-1(4)を除く。)共通事項(1-1-1、1-3-1③、1-3-3(1)及び(2)、1-4-2(6)及び(7)、1-4-3(2)⑧、⑨及び⑩並びに1-6-3を除く。)、別添1:参考様式集及び別添2:連絡文書集を準用する。

6-5-2

この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。

(1) 1-2において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第42号)」と「決算状況表」とあるのは「決算速報」と読み替える。

(2) 1-3において、「銀行法14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示55号)」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成9年7月大蔵省告示192号)」と読み替える。

(2) 1-4において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示55号)」とあるのは「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成9年7月大蔵省・労働省告示第1号)」と読み替える。

6. 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

6-5 一般的事項及び共通事項の準用

6-5-1

信用協同組合等に関して、本事務ガイドラインの一般事項の0-2、0-4-3及び0-5から0-7まで(0-5-1(4)を除く。)共通事項(1-1-2、1-4-1③、1-4-3(1)及び(2)、1-6-2(7)及び(8)、1-6-3(2)⑧、⑨及び⑩並びに1-8-3を除く。)、別添1:参考様式集及び別添2:連絡文書集を準用する。

6-5-2

この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。

(1) 1-3において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第42号)」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期(中間期を含む。)」とあるのは「毎期(9月末を含む。)」と読み替える。

(2) 1-4において、「銀行法14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示55号)」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成9年7月大蔵省告示192号)」と読み替える。

現 行					改 正 後				
(別紙) 地域銀行の監督事務の年間のサイクル					(別紙) 地域銀行のオフサイト・モニタリングの年間のサイクル (平成 14 年 12 月 1 日現在)				
	決算等、 ディスクロージャー	主な当局報告 財務会計 モニタリング (リスク情報)	分析・評価、ヒアリング、フィードバック 財務会計、 業務再構築 モニタリング (リスク情報等)			決算等、 ディスクロージャー	主な当局報告 財務会計情報 リスク情報	分析・評価、ヒアリング、フィードバック 財務会計情報、 業務再構築 リスク情報等	
4月		日計表 市・流		分析、フィードバック、ヒアリング		4月	日計表 市・流		分析、フィードバック、ヒアリング
5月	決算発表	日計表 決算状況表 市・流・信	決算分析	分析、フィードバック、ヒアリング		5月	決算発表 日計表 決算状況表 市・流・信	決算分析	分析、フィードバック、ヒアリング
6月	株主総会 総代会	日計表、業務報告書 有価証券報告書 市・流	財務状況、業務再構築 ヒアリング	分析、フィードバック、ヒアリング		6月	株主総会 総代会 日計表、業務報告書 有価証券報告書 市・流	財務状況、業務再構築 ヒアリング	分析、フィードバック、ヒアリング
7月	ディスクロ誌	日計表 市・流	個別銀行のデータベースの 整備	分析、フィードバック、ヒアリング		7月	ディスクロ誌 日計表 市・流	個別銀行のデータベースの 整備	分析、フィードバック、ヒアリング
8月		日計表 市・流・信	トップ面談（～9月）	分析、フィードバック、ヒアリング		8月	日計表 市・流・信	トップ面談（～9月）	分析、フィードバック、ヒアリング
9月	中間決算	日計表 市・流		分析、フィードバック、ヒアリング		9月	中間決算 日計表 市・流		分析、フィードバック、ヒアリング
10月		日計表 市・流		分析、フィードバック、ヒアリング		10月	日計表 市・流		分析、フィードバック、ヒアリング
11月	中間決算 発表	日計表 中間決算状況表 市・流・信	中間決算分析	分析、フィードバック、ヒアリング		11月	中間決算 発表 日計表 中間決算状況表 市・流・信	中間決算分析	分析、フィードバック、ヒアリング
12月		日計表 中間業務報告書 市・流	財務状況、業務再構築 ヒアリング	分析、フィードバック、ヒアリング		12月	日計表 中間業務報告書 市・流	財務状況、業務再構築 ヒアリング	分析、フィードバック、ヒアリング
1月	(中間ディスクロ誌)	日計表 市・流	個別銀行のデータベースの 整備	分析、フィードバック、ヒアリング		1月	(中間ディスクロ誌) 日計表 市・流	個別銀行のデータベースの 整備	分析、フィードバック、ヒアリング
2月		日計表 市・流・信	トップ面談（～3月）	分析、フィードバック、ヒアリング		2月	日計表 市・流・信	トップ面談（～3月）	分析、フィードバック、ヒアリング
3月	決算	日計表 市・流		分析、フィードバック、ヒアリング		3月	決算 日計表 市・流		分析、フィードバック、ヒアリング

(注) モニタリング計数において「市」:市場関連リスク、「流」:流動性リスク、「信」:信用リスク

(注) リスク情報計数において「市」:市場関連リスク、「流」:流動性リスク、「信」:信用リスク